

和歌山市屋外広告物条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(許可の期間及び条件)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の許可等の期間の更新を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。 <u>ただし、当該申請に係る広告物又は掲出物件で、規則で定めるものは、第2号から第5号までに掲げる書類の添付を要しないものとする。</u></p> <p><u>(1) 当該広告物又は掲出物件の形状の全体を明らかにしたカラー写真(申請前1月(許可等の期間が1月以内のものにあっては、申請前7日)以内に撮影したものに限る。)</u></p> <p>(2) 屋外広告物自己安全点検報告書</p> <p><u>(3) 前号の屋外広告物自己安全点検報告書に記載された点検箇所の現況(当該点検箇所に異常がある場合にあっては、その改善状況)を確認することができるカラー写真(申請前3月以内に撮影したものに限る。)</u></p> <p><u>(4) 第2号の屋外広告物自己安全点検報告書に係る点検を行った者の資格を証する書類の写し</u></p> <p><u>(5) 地面から当該広告物又は掲出物件の上端までの高さを明らかにした図面又は写真</u></p> <p><u>(6) 略</u></p>	<p>(許可の期間及び条件)</p> <p>第13条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項の許可等の期間の更新を受けようとする者は、規則で定める申請書に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 申請前1月(許可等の期間が1月以内のものにあっては、申請前7日)以内の状況を示すカラー写真</u></p> <p><u>(2) 許可等の期間が1年を超える広告物又は掲出物件については、屋外広告物自己安全点検報告書</u></p> <p><u>(3) 略</u></p>

5 前項第2号の屋外広告物自己安全点検報告書は、次の各号のいずれかに該当する者 (地面から広告物又は掲出物件の上端までの高さが4メートルを超える場合にあつては、第2号、第6号又は第29条第1項第1号若しくは第4号に該当する者) が点検し、記入したものでなければならない。

(1) ・ (2) 略

(3) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する第一種電気工事士又は第二種電気工事士

(4) 略

(5) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく 帆布製品に係る職業訓練指導員免許を所持する者、技能検定に合格した者又は公共職業訓練若しくは認定職業訓練を修了した者

(6) 前各号に掲げる者のほか、広告物及び掲出物件の点検を実施するために必要な知識及び技術を有すると市長が認める者

5 前項第2号の屋外広告物自己安全点検報告書は、次の各号のいずれかに該当する者が点検し、記入したものでなければならない。

(1) ・ (2) 略

(3) 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第3条に規定する第一種電気工事士及び第二種電気工事士

(4) 略

(5) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく 帆布製品製造科に係る公共職業訓練若しくは認定職業訓練を修了した者又は帆布製品科に係る職業訓練指導員免許を所持する者